

答 申 情 第 1 1 9 号  
令 和 3 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年5月26日付け保障第66号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

他機関が作成した理由説明書の不存在による非公開決定事案（諮問情第210号）



(別紙)

## 1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年3月16日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「理由説明書 令和元年（独個）諮問第46号」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年3月31日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市発達障害者支援センターに保管する文書及び電磁的記録を探索したが、件名の公文書は保有していない。

- (3) 審査請求人は、令和2年4月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件請求に係る文書について

文書の件名は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「独立行政法人」という。）の処分に対して、審査請求人が行った審査請求事案（諮問番号：令和元年（独個）諮問第46号）において、独立行政法人が作成し、総務省情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、本件請求に係る文書を京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）にメールで送信したため、処分庁が保有している旨を主張している。

(3) 本件処分について

かがやきのメールアドレスの受信履歴のほか、電磁的記録を探索したが、該当する記録は認められなかった。

よって、本件請求に係る文書は作成も取得もしていない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 決定通知書において処分庁は「保有していない」ので不存在と答えているがそれは虚偽である。その理由は下記の1点である。

審査請求人は開示請求対象文書をかがやきにメール送信している事

(2) 審査請求人は上記についてかがやきに別のメールも送信しているのでそれも証拠提出しておく。当該処分も事務処理上の軽微な過誤が原因であるが審査請求人がそれをかがやきに問い合わせても回答が無いので已むを得ず当審査請求を行っている。かがやきが事前に審査請求人に問い合わせれば当該過誤は生じなかったであろう。

(3) かがやきが開示請求対象文書である理由説明書を「作成していない」のは確かであるが「取得していない」のは虚偽であり、その証拠は資料7及び資料8\*である。かがやきがそれらの mail を見落としているのか、或いは迷惑 mail に振り分けられたのかも知らないが審査請求人がかがやきに mail を送信したのは事実であるのでそれらが「存在しない」事はあり得ず技術的な事に言及すればかがやき副センター長が使用している Personal Computer に内蔵されている Hard Disc Drive を調べれば直ぐに判る事である。前述した通りかがやきは当該文書を「作成していない」のでそれが虚偽公文書であるとしても当然かがやきは無関係である。従ってかがやきがそれを隠蔽する意図は全く無い筈であるが残念乍らかがやきには記録を隠蔽した前科があるのでかがやきが言う「不存在」を俄かに信用出来無いが前述した通りかがやきと無関係の文書

をかがやきが隠蔽する事由は先ずあり得ず強いて言えば当該文書を作成した独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がかがやきに不当な圧力を掛けているのだろうか？これも考え難い話ではあるが飽く迄疑いの一つとして挙げておく。また他の疑いとして毀棄も考えられそれは刑法258条に抵触する犯罪であるが前述した通りかがやきと無関係の文書をかがやきが毀棄する事由は先ずあり得ない。しかしかがやきはその前科もあるので毀棄の疑いが全く無い訳では無い。

※ いずれも審査請求書に添付された資料

資料7 電子メールソフトが起動しているパーソナルコンピュータの画面のハードコピーと思われるもので、「かがやきへの連絡」、審査請求人の氏名(ローマ字)、「T oかがやき」、「総務省審査会から郵送されました。」「2019/12/13 15:08」及び4個の添付ファイルの画像が表示されている。

資料8 審査請求人が令和2年4月12日にかがやきに送信したメール(それ以前に送信したメールについて説示する内容)を印刷したと思われるもの

(4) 以上を踏まえて本件処分を容認出来無いので取り消されるべきである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人は、本件請求の際、公文書公開請求書(以下、「本件請求書」という。)の「公文書の件名又は内容」欄に「理由説明書 令和元年(独個)諮問第46号」と記載したうえで、その写しを本件請求書に「資料2」として添付している。当審査会がこれを確認したところ、当該理由説明書は、独立行政法人が令和元年7月29日付けで行った「保有個人情報の開示をしない旨の決定」に対して審査請求人が提起した審査請求事件において、独立行政法人がその弁明のために作成し、総務省情報公開個人情報保護審査会に提出した文書であり、同年12月12日付けで同審査会から送付され、審査請求人がその写しを取得したものであることが認められる。

### (2) 本件処分について

ア 審査請求人は、本件請求に係る文書を令和元年12月13日にかがやきへメールで送信しているため、かがやきは保有しているはずであると主張しているものと認

められる。一方、処分庁は、「かがやきのメールアドレスの受信履歴のほか、電磁的記録を探索したが、該当する記録は認められなかった。」と主張している。

イ そこで、当審査会は、審査請求人が令和元年12月13日にかがやきに対して送信したと主張するメールに関して、事務局をして改めて確認させたところ、かがやきは、審査請求人が発信元であるメールを同月に複数件受信しており、それらを保有しているが、やはり当該メール（本件請求に係る文書が添付されていると考えられるもの）は現認できなかったとのことである。

ウ 当審査会としては、本件請求に係る文書は上記(1)のとおりであり、かがやきの所管する事務に直接関係のない文書で、通常、審査請求人から提出を受けない限り取得することのないものであることからすると、処分庁が審査請求人から令和元年12月13日にメールにより当該文書を受信した事実を隠すような特段の事情があったとは考え難い。

エ また、審査請求人が令和元年12月13日にかがやきへメールを送信した根拠として資料7等を示しているが、仮に送信側でメールが発信されたとしても何らかの理由で受信側に到達しない事態も起こり得ないものではないから、これらは本件請求に係る文書を受信した証明になると言い切れるものでもない。

オ よって、当審査会は、本件請求に係る文書は存在しないとする処分庁の主張に特段不自然な点は認められず、不存在であることを理由に非公開とした本件処分は妥当であると判断する。

### (3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 令和 2 年 5 月 2 6 日 諮問
- 6 月 2 6 日 諮問庁からの弁明書の提出
- 7 月 2 0 日 審査請求人からの反論書の提出
- 1 0 月 2 7 日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（1 0 月 2 日開催）
- 1 2 月 2 2 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 2 年度第 6 回会議）
- 令和 3 年 1 月 2 9 日 審議（令和 2 年度第 7 回会議）
- 3 月 3 日 審議（令和 2 年度第 8 回会議）

※ 法第 3 3 条，同 3 4 条，同 3 5 条及び同 3 6 条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあつたが，当審査会は，これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し，いずれも実施しなかつた。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 毛利 透）